

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

社会福祉法人光温会
温水ケアセンター

1. 施設における感染症予防に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には、原因の速やかな特定、蔓延防止に勤め、早期終息を図る事は、温水ケアセンター（以下「施設」という）にとって重要である。施設内感染予防対策を全職員が把握し、指針に沿った支援が提供できるよう本指針を作成するものである。

2. 感染症発生及び蔓延防止のための委員会の設置

当施設では、感染症発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

(1) 「感染症対策委員会」の設置

①設置の目的

施設内での感染症を未然に防止するとともに、発生時の対策を検討する。
情報を整理し、全職員への周知徹底を行う。

②感染症対策委員会の構成職員（下記の職種の内3人以上の構成メンバーで組織する。）

- ・施設長
- ・看護職員
- ・主任、副主任
- ・相談員
- ・ケアマネジャー
- ・サービス提供責任者
- ・事務員
- ・介護職員
- ・その他必要な職員

③感染症対策委員会の開催

年に2回以上開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行います。
感染症発生時に必要な際は、随時委員会を開催します。

④感染症対策委員会の役割

- ア) 施設内感染対策の立案
- イ) 指針・マニュアル・BCP等の作成
- ウ) 施設内感染対策に関する職員への研修の実施
- エ) 新規利用者の感染症の既往の把握
- オ) 職員の健康状態の把握
- カ) 感染症発生時の対応と報告

3. 感染症発生防止における各職種の役割

(施設長)

○施設内総括責任者

(施設長、主任、副主任、事務職、ケアマネジャー)

○感染対策委員会総括管理

○感染対策計画立案

(施設長、主任、副主任、事務職)

○情報収集

○共有備品衛生管理

(施設長、看護職員、主任、副主任)

○医師、保健所等との連携

○感染廃棄物マニュアルの作成と周知徹底

○感染発生時の対応指導、分析、再発防止案周知徹底

(相談員、ケアマネジャー、サービス提供責任者)

○利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する。

(相談員、介護職員)

○利用者とのコミュニケーション

○日常的な介護の現場の衛生管理

○日常的な介護からの異常早期発見

4. 職員研修に関する基本方針

①研修プログラムの作成

②定期的な教育（年1回以上）

③その他、必要な教育・研修

5. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のため速やかに対応を取ります。

① 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する。

② 施設長や看護師の支持を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。

③ 施設長や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離等を行う。

④ 感染症が発生、又はそれが疑われる状況が発生したときは、被害を最小限とするために職員に適切な指示を出し、速やかに対応する事。

⑤ 感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒を適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。

- ⑥ 保健所等に相談し、技術的な応援を依頼、支持を受けること。
- ⑦ 行政機関への報告を速やかに行い、適切な情報提供に勤め、連携を図ること。

6. 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応します。

7. この指針の閲覧について

この指針は、当施設の会議室（相談室）に常設し、かつ当センターのホームページに掲載しており、いつでも自由に閲覧することが出来ます。

附則

この指針は令和5年4月1日より施行します。